

日・インド原子力協力協定交渉開始について（見解）

平成22年6月29日

原子力委員会

我が国がインドと原子力協力を進めることは、各方面において両国の関係が強化・深化している今日、さらに、10億以上の人口を有するインドが増大するエネルギー需要を満たすために、地球温暖化対策に取り組む国際社会と協調して、クリーンエネルギーの一つである原子力発電の利用を積極的に進める取組みに、我が国が寄与できる可能性を開くなど、意義が少なくない。

しかしながら、原子力委員会は、原子力政策大綱において、我が国が原子力分野において外国と協力を行う際、特に、この協力が原子力資機材・技術の移転を伴う場合には、相手国の政治的安定性、国際的な核不拡散体制の枠組みに沿うこと、相手国における安全の確保及び核拡散防止並びに核セキュリティ確保のための体制の整備状況についても確認し、そうすることについて国内外の理解を得る必要があるとしている。この点で、インドとの間で原子力協力を進めるにあたっては、インドが核兵器不拡散条約（NPT）に加入せず、事実上の核保有国であることに伴う、国際核不拡散体制に対して与える影響に留意するべきと考える。

そこで、原子力委員会は、今般、政府がインドとの間で原子力協定の交渉を行う際には、まず、2008年に、NPTに加盟していない国に対する原子力関連品目の移転を禁じている原子力供給国グループ（NSG）がいわゆるインド例外化の決定（別紙参照）を行った際の前提条件である、核不拡散の「約束と行動」を同国が着実に実行していることを確認し、さらに、今後ともその取組みを維持・前進させ、国際核不拡散体制の維持・強化に責任ある行動をとることを確かにするべきであると考えます。

さらに、原子力委員会は、政府がこの交渉において、インドがこの「約束と行動」を着実に実行していくことを前提に、核不拡散、原子力安全、核セキュリティを厳格に確保しつつ、国際社会が原子力科学技術のもたらす利益を享受できるための取組に、両国が共同して取り組むことはもとより、核廃絶にむけた国民の強い願いを十分に踏まえ、核軍縮に向けても創造的で現実的な取組を両国が国際社会と連携協力して着実に推進する強い意志を共有していることを確認することを期待する。

以上

NSGにおけるインド例外化の決定について

国際核不拡散体制の主要構成要素の一つであるNSGは、2008年、インドが民生用原子力施設についてIAEAと保障措置協定を締結し、保障措置の下に置かれる施設に関する追加議定書の署名を約束し、濃縮・再処理等の機微な技術を有していない国に対するこの技術の移転を控えること、核実験の一方的なモラトリアムを継続すること、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の締結に向けて他の国々と協力する用意があることを宣言し、国連総会において核廃絶に向けた核兵器禁止条約交渉へのコミットメントを表明してきていることなどを踏まえ、同国のこうした核不拡散の「約束と行動」を前提条件に、原子力関連品目の移転を可能とする例外化を決定して、同国を国際核不拡散体制に関与させ、責任ある行動をとり続けることを求めることにしました。以上の交渉等の結果を踏まえ、我が国としては、大局的観点から、ギリギリの判断として、このコンセンサスに加わりました。その際、我が国は、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置を失効ないし停止すべきであること、また、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであることを明確に表明しました。